

奈良市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年 12 月 27 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 松 下 幸 治  
同 太 田 晃 司

福祉政策課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和元年 12 月 13 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>介護予防・生活支援サービス事業事務経費の委託料について関係書類を査閲したところ、地域介護予防活動支援事業経費の委託料から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。</p> <p>支出負担行為は、地方自治法第 232 条の 3 に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。</p>	<p>令和元年 10 月 19 日及び 20 日に出張した市外旅費において、委託料から流用を行ったが、予算流用確定通知書の確定日以降に旅行命令を行い、支出負担行為兼支出命令書を起票し執行した。</p>